

第9次四街道市行財政改革推進計画 (案)



令和6年(2024年) 月
四 街 道 市

目 次

行財政改革推進計画の策定にあたって	1
1 これまでの行財政改革の取組	2
2 本市行財政の現状と課題	4
(1) 人口推移	4
(2) 財政状況	6
(3) 公共施設	12
(4) 職員構成	13
3 計画の基本的な考え方	14
(1) 計画策定の趣旨	14
(2) 計画の位置付け	14
(3) 計画の期間	14
(4) 持続可能な開発目標（SDGs）の反映	15
(5) 推進体制	16
4 計画の推進方針	17
(1) 歳入の確保、歳出削減等の推進	17
(2) 市民サービスの向上、業務の効率化等の推進	17
5 推進方針に基づく具体的な取組	18
6 具体的な実施項目	19
◎行革効果の目標一覧	19
(1) 歳入の確保、歳出削減等の推進	20
(2) 市民サービスの向上・業務の効率化等の推進	23

凡 例

・数値の端数処理について

数値については、単位未満の端数を四捨五入で処理している場合があるため、合計と内訳の数値が一致しないことがあります。

行財政改革推進計画の策定にあたって

令和6年（2024年） 月

四街道市長 鈴木 陽 介

1 これまでの行財政改革の取組

本市では、昭和60年度(1985年度)の「第1次四街道市行財政改革推進計画」以降「第8次四街道市行財政改革推進計画」まで、計画的に継続して行財政改革を推進してきました。

「第5次四街道市行財政改革推進計画」では、国からの指針を踏まえた行財政改革大綱を改訂し、「第7次四街道市行財政改革推進計画」からは、「四街道市総合計画」に定められる施策を実現するため、計画期間を揃えて連携しています。

主な取組状況は次のとおりです。

(単位：千円)

時期	計画期間	改革項目数	重点事項(具体的施策)	主な取組内容	行革効果額
第1次	昭和60 ～62年度 (3年)	15	民間委託の推進	・電話交換業務、受付案内業務の民間委託	—
			OA化事務改革の推進	・財務事務、税務事務の電算化	
第2次	平成8 ～10年度 (3年)	104	定員管理及び給与の適正化	・定員適正化計画の推進 ・特殊勤務手当の全廃	459,936
			事務事業の見直し	・情報公開室の設置準備 ・審議会等委員の公募基準の策定	
第3次	平成11 ～13年度 (3年)	59	組織・機構の簡素合理化	・高齢者福祉充実のための組織体制の強化	327,308
			定員管理及び給与の適正化	・定員適正化計画の推進	
			事務事業の見直し	・口座振替に係る領収済み書等の省略	
			行政の情報化の推進等による 行政サービスの向上	・パソコン等OA機器の計画的導入 ・オンライン化、ネットワーク化の推進	
第4次	平成15 ～19年度 (5年)	50	事務事業の見直し	・庁舎等の清掃委託業務内容の見直し ・補助金、負担金の適正化	231,179 (平成15 ～16年度)
			財政運営の健全化	・経常経費の抑制	
			第4次においては、推進計画に掲げる項目以外に、「退職時の1号給アップの廃止」、「旅費支給における日当の廃止」、「調整手当の2%削減(10%→8%)」などにも取り組んだ。		
第5次	平成17 ～21年度 (5年)	47	組織・機構の簡素合理化	・ガス事業の民営化	4,392,016
			定員管理及び給与の適正化等	・定員適正化計画の推進	
			事務事業の見直し	・指定管理者制度の導入	
			財政運営の健全化	・未利用財産の活用・処分 ・外郭団体の効率的な運営	
第6次	平成22 ～26年度 (5年)	40	組織・機構の効率化	・組織機構の見直し ・各種審議会等の見直し	825,228 (平成22 ～25年度)
			健全な財政運営	・企業広告の利活用 ・市税等収納業務集約化	
			事務事業の見直し	・行政評価制度への外部評価の導入 ・公民館の指定管理者の導入	

第 7 次	平成 26 ～30 年度 (5 年)	26	事務事業の見直し	・補助金等の整理・合理化	1, 923, 830
			健全な財政運営	・市民税等の滞納繰越金収納額の向上 ・使用料・手数料の適正化	
			定員管理と給与の適正化	・職員定数の抑制	
第 8 次	令和元 ～5 年度 (5 年)	18	健全で持続可能な財政運営の 推進	・事業の見直し等による収支改善の取組 ・市民税等の収納率の向上	1, 899, 154 (見込み)
			公共施設の適正な管理・市有 財産の効果的な運用の推進	・公共施設の適正管理・適正配置	
			組織の効率化・活性化の推進	・職員数の適正化	

※ 計画期間と実績期間が異なる理由

第4次計画：国からの指針を踏まえた行財政改革大綱を改訂し、平成17年度（2005年度）を初年度とする第5次計画を策定したことにより、実績が2年となっている。

第6次計画：平成26年度（2014年度）を初年度とする基本構想・基本計画と第7次計画の初年度を揃えることにより、実績が4年となっている。

2 本市行財政の現状と課題

(1) 人口推移

本市の人口は、令和2年（2020年）に実施された国勢調査において、93,576人となり、全国的には人口減少が進展する中、人口増加傾向を維持する数少ない自治体の一つとなっています。この人口増加を支えているのは、本市の豊かな自然環境や日常生活の利便性に魅力を感じた子育て世代の転入超過であり、合計特殊出生率についても、本市は令和3年（2021年）に1.43と県内4番目に高い数値を示しています。

年齢3階層別人口構成比の推移において、年少人口の構成比率（0～14歳）については、平成17年（2005年）以降13%台で推移しており、生産年齢人口の構成比率（15～64歳）は、平成7年（1995年）に75.4%となって以降、令和2年（2020年）は57.3%と減少し続けています。一方、老年人口の構成比率（65歳以上）については、昭和55年（1980年）に5.2%となって以降、一貫して増加傾向にあり、令和2年（2020年）には29.2%にまで上昇しています。

なお、本市の将来人口については、四街道市人口ビジョン（令和2年2月改訂）における将来人口のシミュレーションにおいて、令和12年（2030年）にピークを迎え、以降本市においても人口減少に転じると推計しています。

また、令和27年（2045年）の年齢3階層別人口構成比は、年少人口の構成比率が14.3%、生産年齢人口の構成比率が54.0%、老年人口の構成比率が31.7%になると見込まれ、高齢化が進むものと見込んでいます。

図表1 人口推移及び年齢3階層別構成比の推移

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	総数	59,236人	67,008人	72,157人	79,495人	82,552人	84,770人	86,726人	93,576人
	0～14歳	18,132人	17,308人	13,192人	11,792人	11,575人	11,739人	11,833人	12,477人
	15～64歳	37,997人	45,566人	53,252人	59,932人	60,487人	57,997人	54,781人	53,027人
	65歳以上	3,092人	4,122人	5,627人	7,651人	10,453人	14,851人	20,093人	27,066人
	年齢不詳	15人	12人	86人	120人	37人	183人	19人	617人
比率	0～14歳	30.6%	25.8%	18.3%	14.8%	14.0%	13.8%	13.6%	13.5%
	15～64歳	64.1%	68.0%	73.8%	75.4%	73.3%	68.4%	63.2%	57.3%
	65歳以上	5.2%	6.2%	7.8%	9.6%	12.7%	17.5%	23.2%	29.2%

※平成22年より、年齢3階層別構成比については、分母から年齢不詳を除いて算出しています。

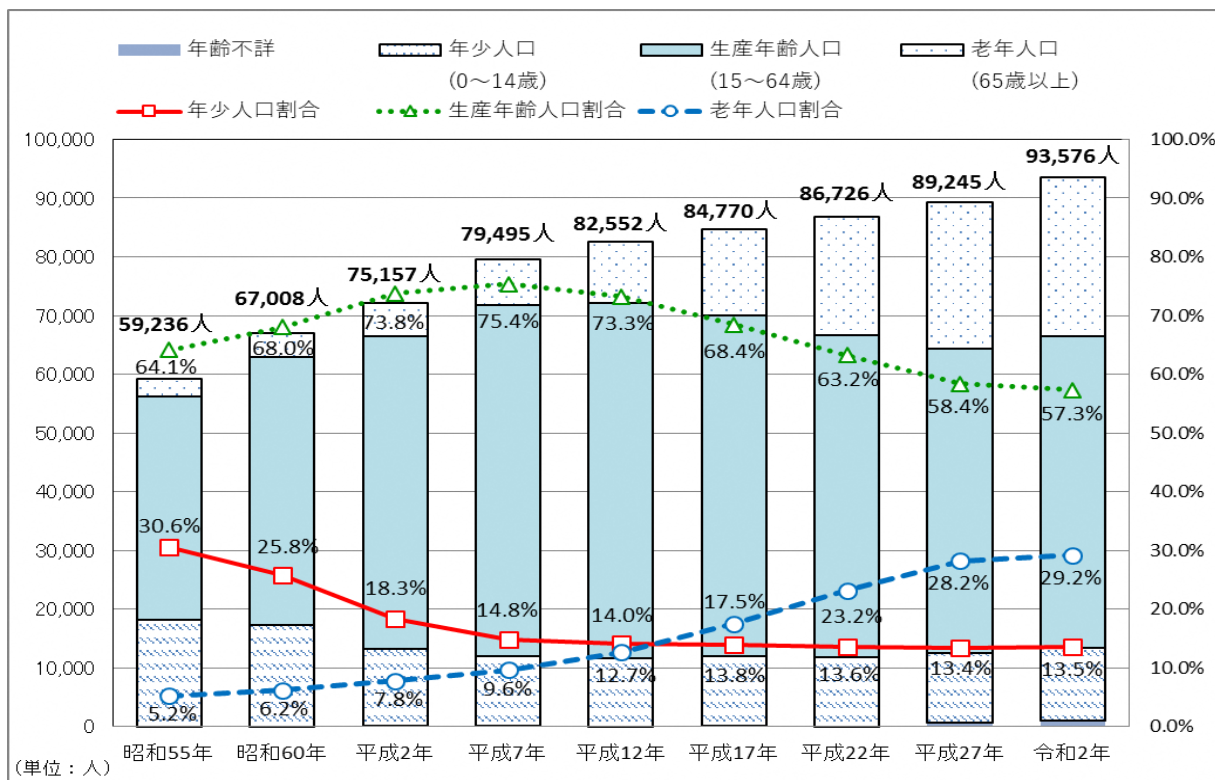
(出典：国勢調査)

図表2 将来人口推計

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	
人口	総数	94,090人	94,209人	93,607人	92,701人	91,903人
	0～14歳	13,441人	13,739人	13,186人	13,248人	13,124人
	15～64歳	53,957人	54,308人	54,224人	51,473人	49,614人
	65歳以上	26,692人	26,162人	26,197人	27,980人	29,165人
	年齢不詳	-	-	-	-	-
比率	0～14歳	14.3%	14.6%	14.1%	14.3%	14.3%
	15～64歳	57.3%	57.6%	57.9%	55.5%	54.0%
	65歳以上	28.4%	27.8%	28.0%	30.2%	31.7%

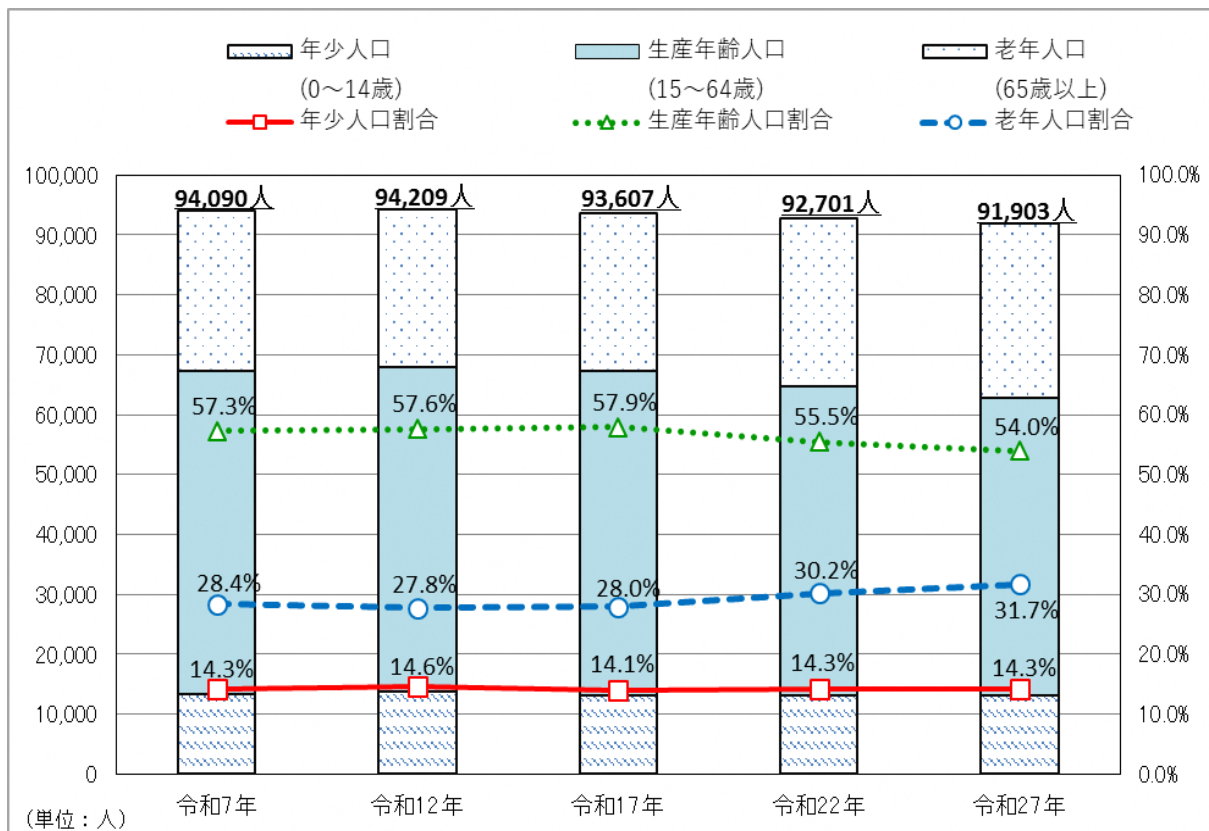
(出典：四街道市人口ビジョン)

図表3 人口推移及び年齢3階層別構成比の推移



(資料：国勢調査)

図表4 将来人口推計



(出典：四街道市人口ビジョン)

(2) 財政状況

本市の財政状況は、平成28年度（2016年度）に県内ワーストであった経常収支比率※1が、事業の再点検や収支改善の取組等により近年改善傾向が見られ、令和4年度（2022年度）決算では88.9%となりました。しかしながら、扶助費※2の増加が続いていること、光熱費の高騰などの物件費※3の増加などから、今後も経常経費が増加することが見込まれます。

1) 歳入・歳出決算（普通会計※4）

① 歳入の状況

市税は、近年堅調に推移していましたが、新型コロナウイルス感染症による徴収猶予等の影響により令和3年度（2021年度）では減少がみられ、令和4年度（2022年度）においては増加しています。一方で、老年人口の増加傾向、生産年齢人口の減少傾向は今後も進むものと見込まれ、歳入の根幹をなす市税収入の見通しは不透明な状況であることから、自主財源を確保することが必要です。

過去5年間の歳入決算の状況は次のとおりです。

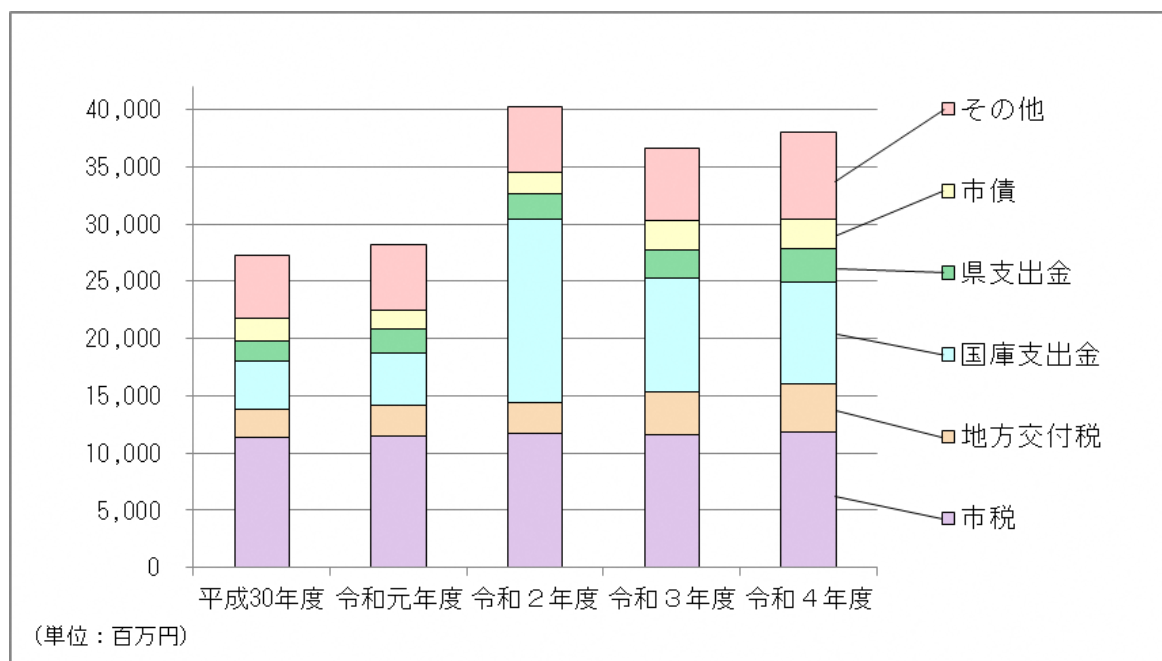
図表5 歳入決算の推移（普通会計）

（単位：千円）					
区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市税	11,344,761	11,530,072	11,733,508	11,630,310	11,842,477
地方交付税	2,513,110	2,653,522	2,624,364	3,649,092	4,218,109
うち普通交付税	2,249,465	2,341,327	2,360,059	3,386,575	3,955,318
国庫支出金	4,119,498	4,535,826	16,011,468	10,004,673	8,806,552
県支出金	1,814,180	2,117,491	2,325,520	2,389,554	2,948,366
市債	1,962,000	1,659,300	1,821,717	2,651,200	2,635,800
うち臨時財政対策債	1,251,900	1,098,700	1,003,500	1,674,700	479,100
その他	5,452,183	5,655,518	5,739,191	6,270,834	7,599,424
歳入合計	27,205,732	28,151,729	40,255,768	36,595,663	38,050,728

（出典：主要施策の成果報告書）

- 1 経常収支比率:義務的経費（人件費・扶助費・公債費の計）などの経常的な経費に対して、地方税・地方交付税等の経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを表す指標です。この比率が低いほど経常一般財源の残余が大きく、臨時的財政需要に対して余裕を持つこととなり、財政構造が弾力的であると考えられ、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
- 2 扶 助 費:生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの法令に基づく被扶助者への支給や、市が単独で行う各種扶助のための経費です。
- 3 物 件 費:市の経費のうち消費的性質をもつ経費です。旅費、交際費、需用費などが該当します。
- 4 普 通 会 計:国が毎年度行う地方財政状況調査（決算統計）において、全国の自治体の財政状況を統ルールに基づいて比較するため設けられた会計区分です。なお、四街道市の場合は、一般会計が該当します。

図表6 歳入決算の推移（普通会計）



② 歳出の状況

人件費は、近年減少傾向にありましたが、行政サービスの増加や市民ニーズの多様化などから業務量が増加しており、安定した行政サービスを提供するため、令和4年度（2022年度）は増加しています。また、社会保障関係経費の自然増に加え、子育て施策に伴う経費が増加傾向にあり、扶助費の増加が大きいため、今後も義務的経費※5は増加していくことが見込まれることから、経常収支改善の取り組みを加速させる必要があります。

過去5年間の歳出決算の状況は次のとおりです。

図表7 歳出決算の推移（普通会計）

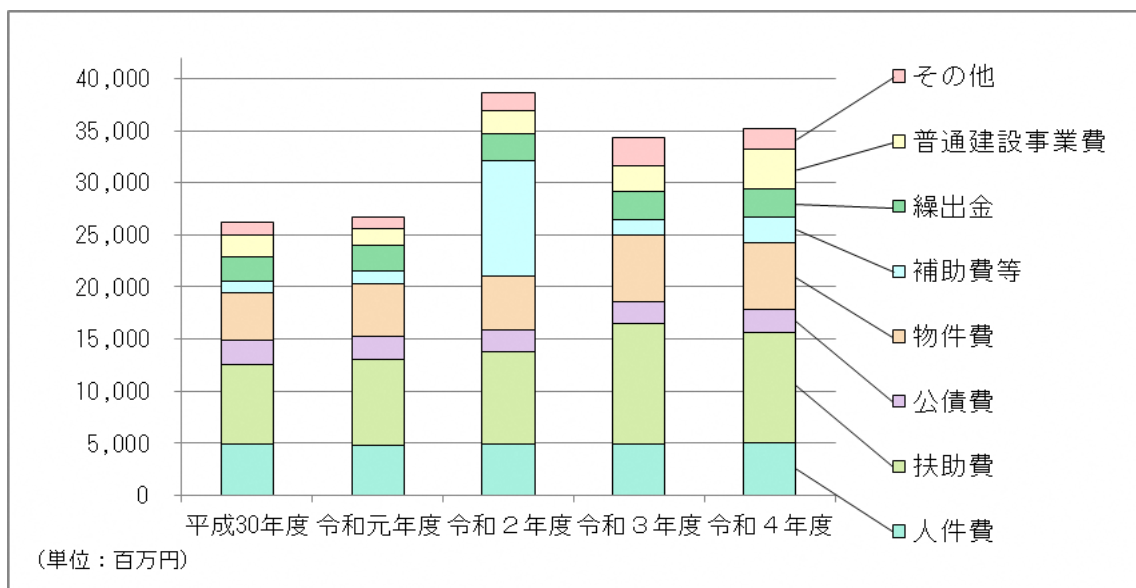
(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人件費	4,928,215	4,802,558	4,961,920	4,947,699	5,089,650
扶助費	7,614,424	8,203,228	8,785,688	11,477,581	10,587,715
公債費	2,342,860	2,241,240	2,104,602	2,129,423	2,192,133
物件費	4,557,008	5,036,355	5,242,335	6,396,959	6,325,460
補助費等	1,155,825	1,288,906	11,062,309	1,538,151	2,442,842
繰出金	2,313,225	2,425,321	2,595,357	2,696,833	2,770,649
普通建設事業費	2,044,012	1,638,195	2,214,424	2,475,884	3,805,110
その他	1,216,899	1,094,446	1,647,690	2,624,837	2,020,565
歳出合計	26,172,468	26,730,249	38,614,325	34,287,367	35,234,124

(出典：主要施策の成果報告書)

5 義務的経費：支出が法令などで義務づけられている人件費、扶助費、公債費の合計の経費です。

図表8 歳出決算の推移（普通会計）



2) 経常収支比率

本市の経常収支比率は、平成28年度（2016年度）に県内ワーストとなり、90.0%を超える高い水準で推移していましたが、令和3年度（2021年度）においては83.5%と県平均を下回り、令和4年度（2022年度）においても88.9%と80.0%台を維持しています。この要因としては、市税等の自主財源の増加ではなく、普通交付税※6の増加により、歳入が増加した依存財源によるものです。また、事務事業の見直しなどを継続的に行った結果、改善傾向がみられました。

今後は、社会保障関係経費の自然増等に伴う扶助費や、介護保険、後期高齢者医療保険に係る繰出金の増加、公債費※7などの増加及び光熱水費の高騰による物件費の増加により、経常経費は増加することが見込まれることから、計画的な予算執行が必要です。

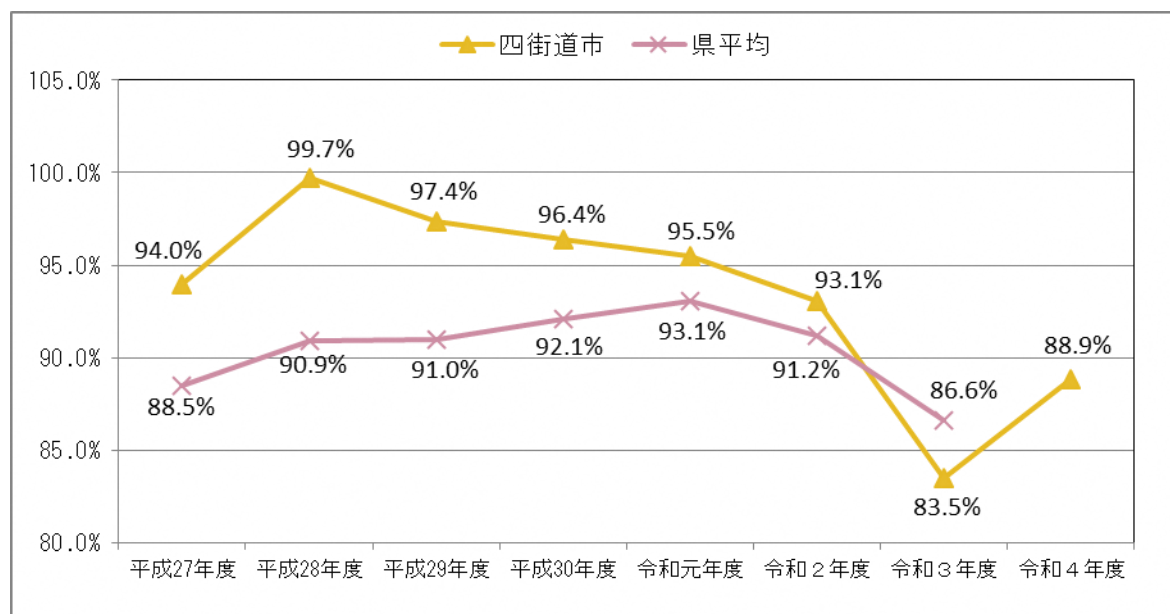
過年度間の経常収支比率は次のとおりです。

図表9 経常収支比率の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率								
四街道市	94.0%	99.7%	97.4%	96.4%	95.5%	93.1%	83.5%	88.9%
県平均	88.5%	90.9%	91.0%	92.1%	93.1%	91.2%	86.6%	—
県内順位	50位	54位	53位	50位	39位	35位	14位	—

(資料：財政課)

図表10 経常収支比率の推移



6 普通交付税: 地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地方公共団体においても標準的な行政サービスを提供できるように財源を保障するため、国税の一部を一定の合理的基準により地方へ再配分しているものです。普通交付税の用途は、地方公共団体の自主的な判断に任されていて、その使い道に制限はありません。

7 公債費: 市の借金である地方債の返済に要する元金と利子を支払う経費です。

3) 積立金現在高

年度によって生じる財源の不均衡を調整するため設置している財政調整基金※8は、標準財政規模※9の約20.0%を積み立てているため、一定規模の残高を確保しています。積立金については近年おおむね横ばいで推移していましたが、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）においては、新型コロナウイルス感染症の影響により一般財源の歳出が減少したことから、財政調整基金を取り崩さなかったことにより増加しました。

今後は、新庁舎建設などの大型事業において、積立金をその財源として実施する予定であることから、総積立金残高は減少することが見込まれます。

過去5年間の積立金残高の推移は次のとおりです。

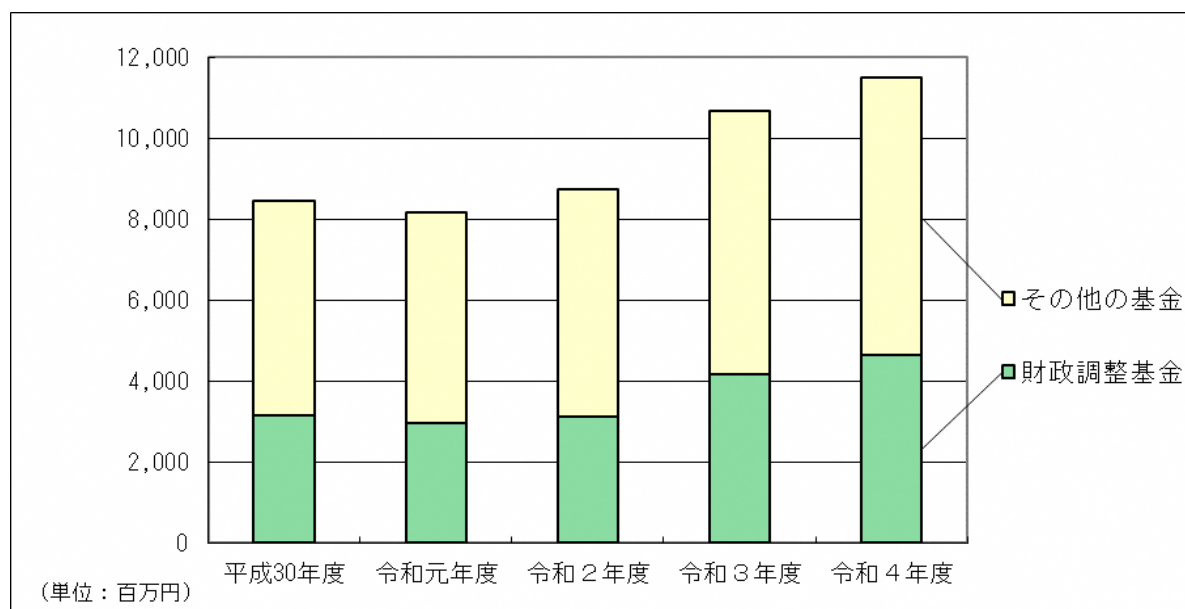
図表1-1 積立金現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
財政調整基金	3,170,752	2,971,934	3,120,837	4,158,495	4,663,697
その他の基金	5,298,750	5,204,694	5,608,841	6,510,010	6,832,202
一 般 会 計 計	8,469,502	8,176,628	8,729,678	10,668,505	11,495,899

(資料：主要施策の成果報告書)

図表1-2 積立金現在高の推移



8 財政調整基金：地方公共団体が財源に余裕がある年に積み立て、年度によって生じる財源の不均衡を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金です。

9 標準財政規模：地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量をいい、一般財源ベースでの各地方自治体の標準的な財政規模を示します。

4) 市債現在高・実質公債費比率

普通建設事業を厳選して行うことや、国・県支出金や基金の活用など、市債発行の抑制に努めていますが、臨時財政対策債※10の発行により、市債現在高は増加傾向にあります。また、標準財政規模に占める地方債の元利償還金と公債費に準ずるもの（準元利償還金※11）の割合を示す実質公債費比率※12は、4.0%以下で推移しており、健全な水準を維持しています。

今後は、新庁舎建設などの大型事業により、市債現在高と実質公債費比率は、上昇することが見込まれます。

過去5年間の市債現在高の推移は次のとおりです。

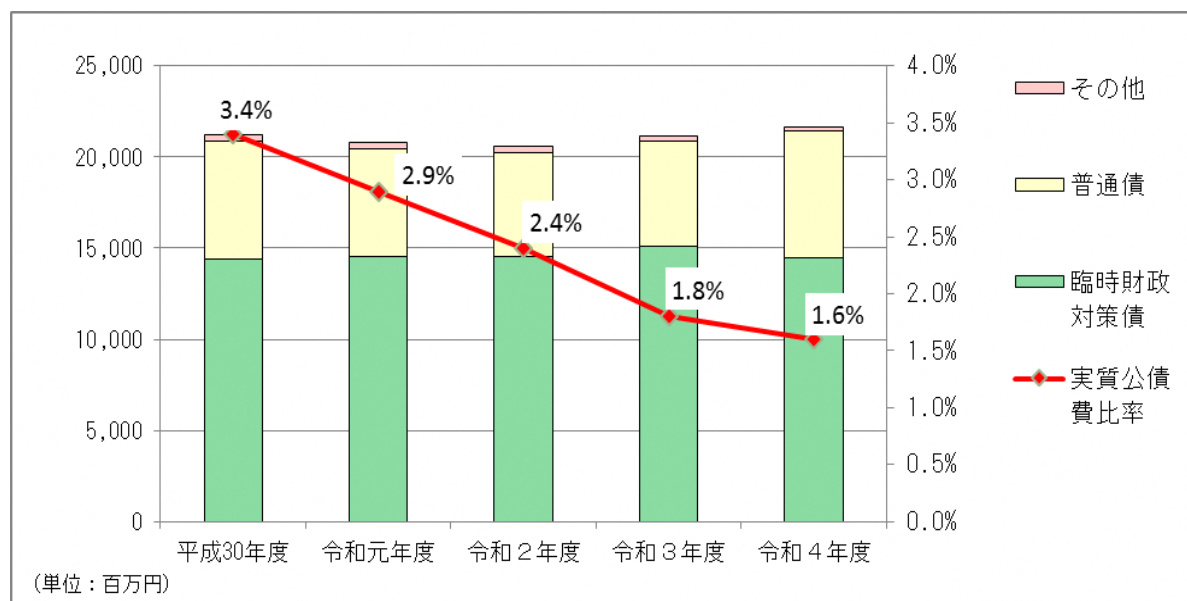
図表13 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実質公債費比率	3.4%	2.9%	2.4%	1.8%	1.6%
普通債	6,475,875	5,922,441	5,701,835	5,759,136	6,997,478
臨時財政対策債	14,387,061	14,550,067	14,548,420	15,138,176	14,453,013
その他	365,377	307,421	328,104	265,030	209,835
一般会計計	21,228,313	20,779,929	20,578,359	21,162,342	21,660,326

(出典：主要施策の成果報告書)

図表14 市債現在高の推移



10 臨時財政対策債：本来、国が賄う地方交付税の一部を地方公共団体が地方債を発行することによって賄っているものです。返済金は、将来地方交付税に加算されて交付されます。

11 準元利償還金：公営企業債の元利償還金に対する他会計への繰出金や一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金など公債費に準ずるものです。

12 実質公債費比率：地方公共団体の借入金（市債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

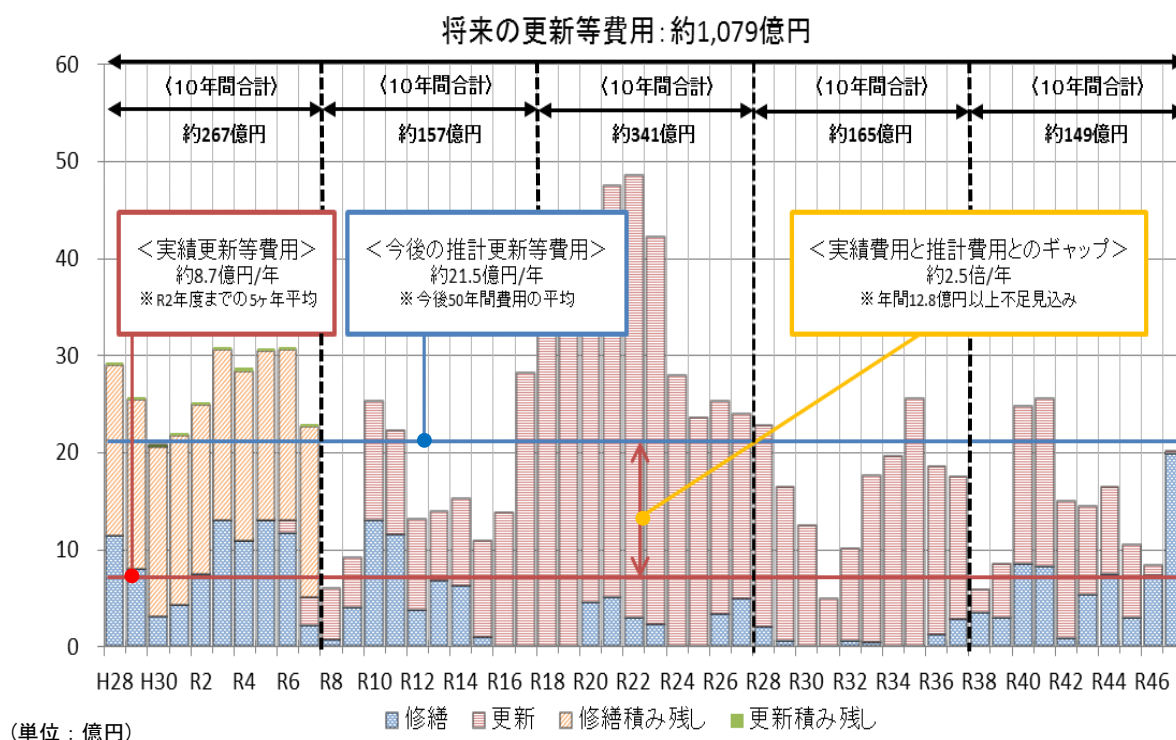
(3) 公共施設

本市の多くの施設は、昭和50年（1975年）頃から平成元年（1989年）頃にかけて整備・建設されており、老朽化の進行により、順次改修や更新が必要な時期を迎えようとしています。

しかし、施設の改修や更新には多額の費用を必要とすることから、厳しい財政状況の中、将来的に全ての公共施設をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。

施設の更新等費用の見通しは図表15のとおりです。今の施設面積や機能などを維持したまま、今後、施設の改修や更新を順次行うとした場合、平成28年度（2016年度）から令和47年度（2065年度）までの50年間で要する費用の総額は、約1,079億円になると推計されます。これは、年平均額で約21億5,800万円になり、令和2年度（2020年度）までの過去5年間に支出した公共施設に係る普通建設事業費の年平均額約8億7,000万円と比べて、12億8,800万円の開きがあります。

図表15 公共施設の将来の更新等費用の予測（令和4年3月時点）



（資料：管財課）

(4) 職員構成

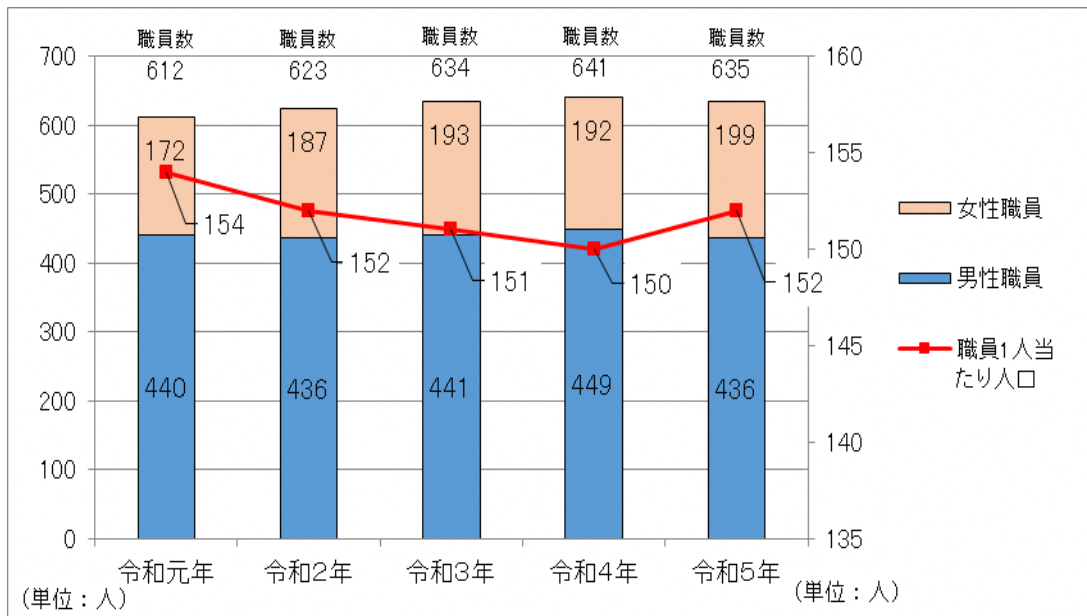
本市では、これまで行財政健全化に向け、機構改革の推進、事務事業の見直し、指定管理者制度の導入等の効率的な行政運営の推進と併せて、6次にあたる定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を推進しています。

令和5年（2023年）4月1日現在の職員数は、635人となっており、年齢構成は、20歳代の職員数が最も多く、職員数全体の28.2%を占めています。また、女性職員の割合が31.3%となっており、職員に占める女性職員の割合が増加しています。

級別職員数を見ると、比較的経験年数の浅い1級から3級までの職員の比率が高くなっています。また、女性職員の管理職の割合が2.1%と低くなっています。

今後は、定年延長を踏まえた年齢構成、級別職員構成の平準化に努めるとともに、女性管理職比率の向上に向け、職員の人材育成と意識改革の取り組みを加速させる必要があります。

図表16 職員数（各年度4月1日現在）

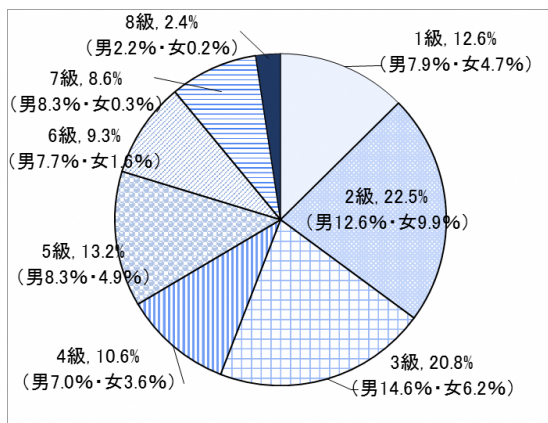


※職員数は、特別職、他団体への派遣職員、短時間勤務職員は含まない。

(資料：人事課)

図表17 級別職員割合

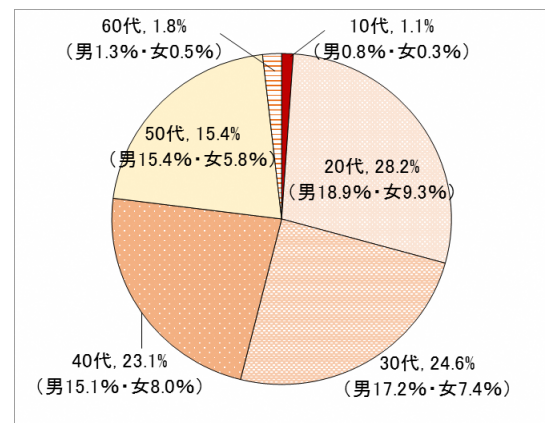
(令和5年4月1日現在)



(資料：人事課)

図表18 年齢別職員割合

(令和5年4月1日現在)



(資料：人事課)

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、昭和60年度（1985年度）の「第1次四街道市行財政改革推進計画」以降、「第8次四街道市行財政改革推進計画」まで、継続して計画的な行財政改革の推進に全庁をあげ取り組んできました。

今後、本市の財政状況は、社会保障関係経費の増加傾向が継続することに加え、新庁舎の整備や次期ごみ処理施設整備等の大型事業による公債費が増加し、厳しい状況が続くと見込まれています。

このことから、本市を取り巻く諸課題への対応を積極的に進めていく必要があるため、引き続き、新たな行財政改革推進計画として、「第9次四街道市行財政改革推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、新たな「四街道市総合計画（基本構想：令和6年度（2024年度）から令和25年度（2043年度）」を着実に推進するため、今後の行財政運営の方向性を示すものです。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、新たな「四街道市総合計画（第1期基本計画）：令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）」の期間と整合を図るため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

年 度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)以降
基本構想	基本構想（計画期間：令和25年度までの20年間）					
基本計画	第1期基本計画（計画期間：令和10年度までの5年間）					
行革計画	第9次行革計画（計画期間：令和10年度までの5年間）					

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs) の反映

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの長期的な開発指針として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、国際社会全体で取り組む「持続可能な開発目標」です。SDGsでは、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、17の目標が掲げられています。

また、国が策定する「SDGs実施指針」においては、地方自治体が各種計画等の策定や改訂に当たる際は、SDGsの要素を最大限に反映することを奨励していることから、本計画の策定においてもSDGsの視点を反映するよう努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(5) 推進体制

計画的かつ継続的な行財政改革を推進するため、P D C Aサイクル※13に基づき、次の体制のもと、庁内一体となって行財政改革に取り組みます。

・ 四街道市行財政改革推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長、本部員を部長級職員で構成した組織で、行財政改革の進捗状況を確認し、計画の達成に向けた進行管理を行います。

・ 四街道市行財政改革審議会

有識者及び公募による市民で組織された審議会において、市長の諮問に応じ、行財政改革の推進について調査や審議をしていただき、ご意見をいただきます。

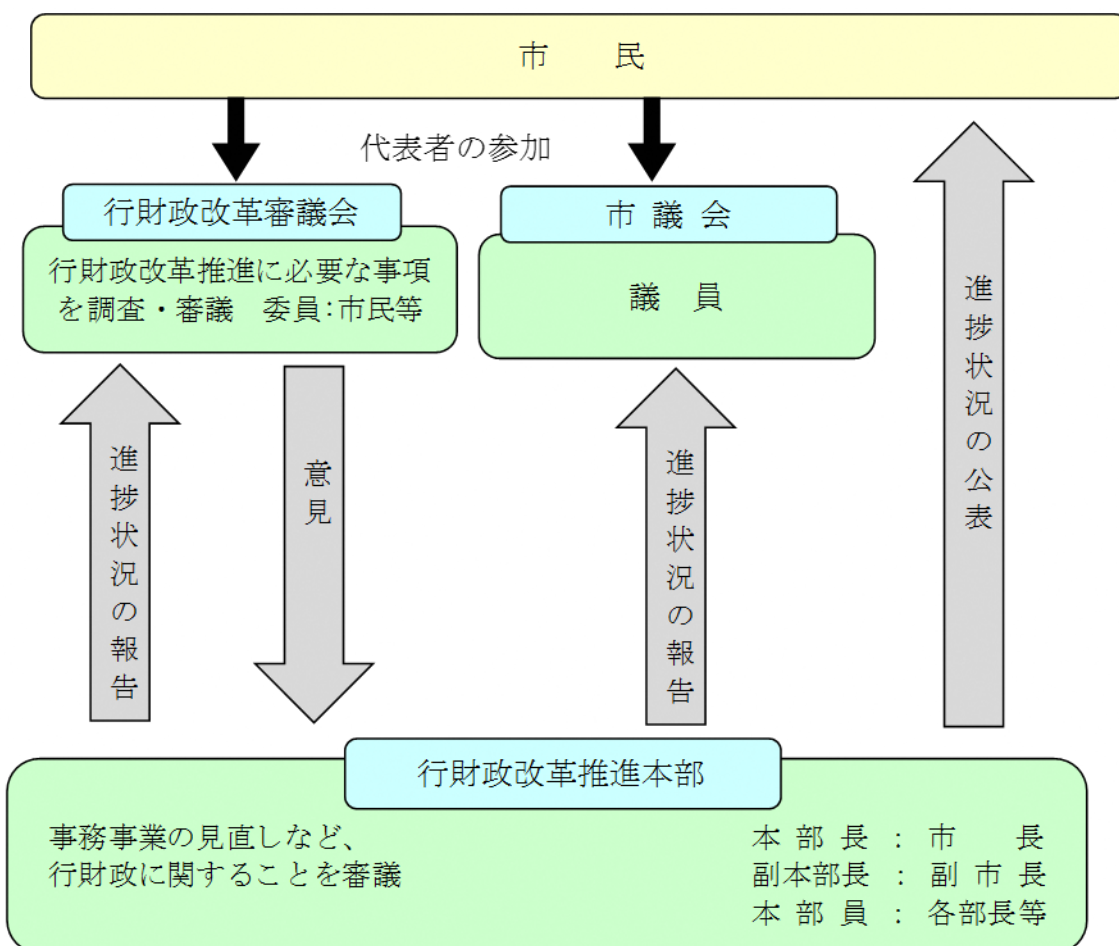
・ 四街道市議会

進捗状況等について、市議会へ報告します。

・ 市民

市政だより、市ホームページ等で市民の皆様へ進捗状況を公表します。

【推進体制図】



13 P D C Aサイクル:計画(P l a n)、実施(D o)、検証(C h e c k)、見直し(A c t i o n)を繰り返すことで、事業を継続的に改善していく手法のことです。

4 計画の推進方針

本市では、第1次行財政改革推進計画から第8次行財政改革推進計画まで、継続して行財政改革に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大し、世界的流行をもたらしました。このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の継続による社会基盤の維持を両立させるため、様々な施策を推進してきました。しかしながら、今後も社会情勢が変化し、市民ニーズが多様化すると想定され、さらなる行財政改革に取り組み、計画的かつ継続的に市民ニーズに的確に対応をしていかなければなりません。

このことから、「社会情勢の変化等に柔軟に対応できる効率的・効果的な行財政運営」を目指し、次の2項目に分類して行財政改革を推進します。

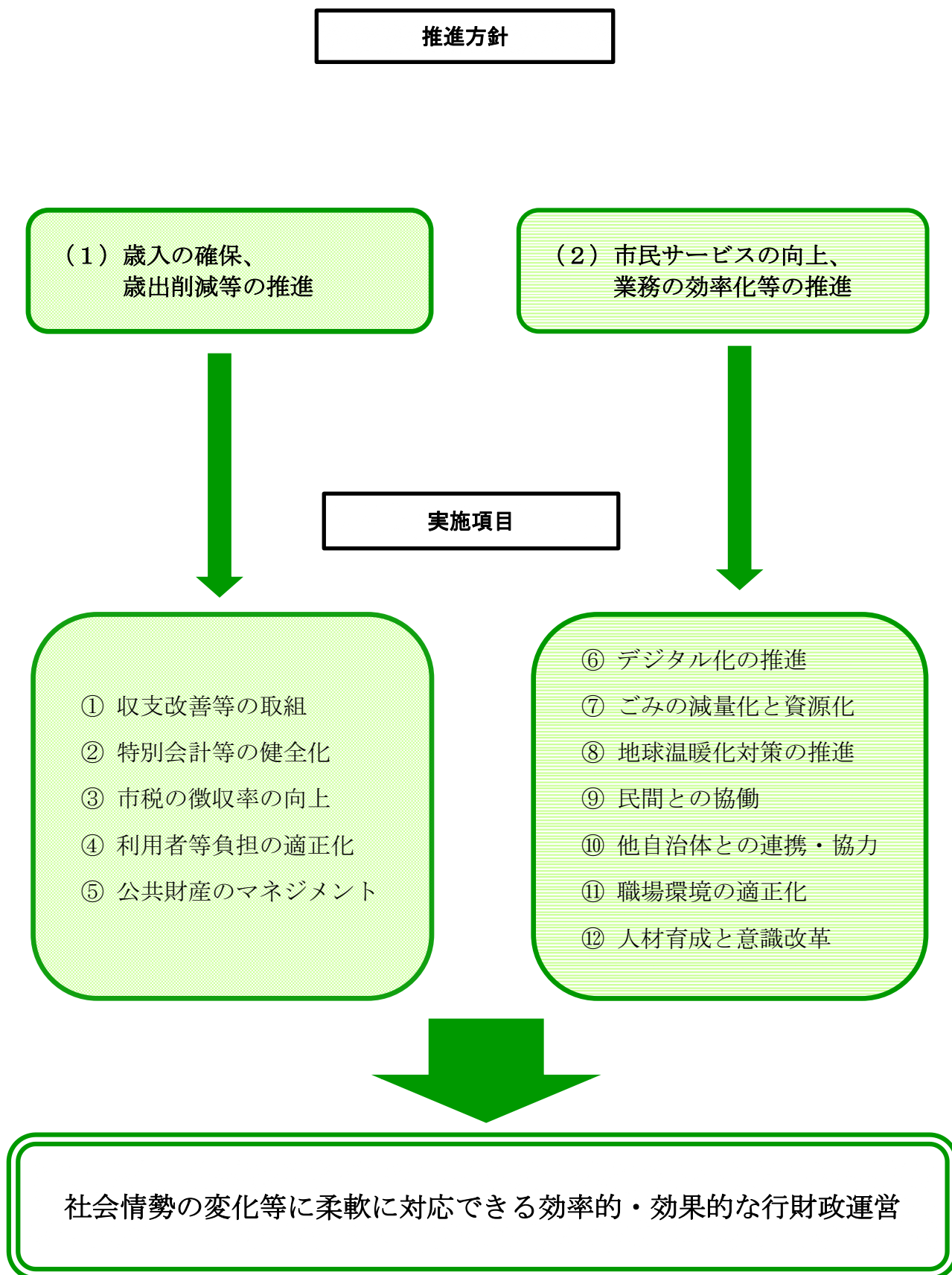
(1) 歳入の確保、歳出削減等の推進

市税等の収納率の向上など歳入を確保することや、経費削減等を行うことで、収支改善の取り組みを推進します。

(2) 市民サービスの向上、業務の効率化等の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、業務の効率化等を推進し、市民サービスの向上を推進します。

5 推進方針に基づく具体的な取組



6 具体的な実施項目

◎ 行革効果の目標一覧

・ 財政目標（効果額）

（単位：千円）

推進方針	実施項目	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	5年度合計
			目標	目標	目標	目標	目標	目標
1 歳入の確保、歳出削減等の推進	1 収支改善等の取組	収支改善の取組による効果額	*	*	*	*	*	*
	2 特別会計等の健全化	法定外繰出（赤字補てん）の繰出金「0」	0	0	0	0	0	0
	3 市税の徴収率の向上	市税の収入額 （基準年度と当該年度の差を効果額とする）	11,500	23,000	34,500	46,000	57,500	172,500
		国民健康保険税の収入額 （基準年度と当該年度の差を効果額とする）	18,081	26,308	34,025	41,256	48,022	167,692
	4 利用者等負担の適正化	使用料・手数料の見直しによる効果額	1,000	1,000	*	*	*	2,000
5 公有財産のマネジメント	公共施設再配置計画に基づく効果額	*	*	*	*	*	*	
2 市民サービスの向上、業務の効率化等の推進	6 デジタル化の推進	-	-	-	-	-	-	-
	7 ごみの減量化と資源化	-	-	-	-	-	-	-
	8 地球温暖化対策の推進	-	-	-	-	-	-	-
	9 民間との協働	民間委託促進に係る経費削減額	-	5,400	5,400	5,400	5,400	21,600
	10 他自治体との連携・協力	-	-	-	-	-	-	-
	11 職場環境の適性化	長時間労働抑制による効果額	10,500	10,500	*	*	*	21,000
	12 人材育成と意識改革	-	-	-	-	-	-	-
			41,081	66,208	73,925	92,656	110,922	384,792

・ 行政目標（行政活動）

推進方針	実施項目	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	5年度合計
			目標	目標	目標	目標	目標	目標
1 歳入の確保、歳出削減等の推進	1 収支改善等の取組	補助金等の見直し	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証	-
	2 特別会計等の健全化	料金回収率（水道）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-
		経費回収率（下水道）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	-
	3 市税の徴収率の向上	市税徴収率	95.5%	95.6%	95.7%	95.8%	95.9%	-
		国民健康保険税徴収率	72.1%	72.6%	73.1%	73.6%	74.1%	-
4 利用者等負担の適正化	利用者負担適正化のための見直し	使用料・手数料見直し調査	使用料・手数料見直し調査	使用料・手数料見直し調査	使用料・手数料見直し調査	使用料・手数料見直し調査	-	
5 公有財産のマネジメント	施設総量の削減率	*%	*%	*%	*%	*%	-	
2 市民サービスの向上、業務の効率化等の推進	6 デジタル化の推進	国が示すオンライン手続（マイナポータル以外）	2件	2件	-	-	-	4件
		新規オンライン手続（市独自）	5件	5件	5件	5件	5件	25件
	7 ごみの減量化と資源化	リサイクル率	23.6%	23.9%	*%	*%	*%	-
		1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	497g	495g	*g	*g	*g	-
	8 地球温暖化対策の推進	省エネルギー設備等の導入	*件	*件	*件	*件	*件	*件
		電気自動車等の導入	2台	2台	2台	2台	2台	10台
	9 民間との協働	-	-	-	-	-	-	-
	10 他自治体との連携・協力	-	-	-	-	-	-	-
11 職場環境の適性化	-	-	-	-	-	-	-	
12 人材育成と意識改革	特別研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人	1,750人	

※目標欄の「*」については、計画の各年度の進行管理において効果を示す予定です。

「-」については、効果の目標を示せないもの、効果を示す以前（以後）の年度又は計画年度中に検討する予定の項目です。

(1) 歳入の確保、歳出削減等の推進

関連する主なSDGs

11 住み続けられるまちづくりを

16 平和と公正をすべての人に



項目番号	実施項目名	所管課等					
		経営企画部 財政課	連携	各課等			
No. 1	収支改善等の取組						
現状と課題	<p>本市の財政状況は、歳入面では市税や普通交付税などの大幅な増加が期待できない中、社会保障関係経費の増加傾向が継続することに加え、新庁舎の整備や次期ごみ処理施設整備等の大型事業による公債費が増加し、厳しい状況が続くと見込まれています。今後の健全な財政運営及び社会情勢の環境の変化による様々な行政課題に適切に対応するため、引き続き事業の見直しを行い、市民サービスの向上を踏まえた経費の削減等の取組が必要です。</p>						
実施内容	<p>各所管課等において、毎年度事務事業の見直しを行い、予算担当課において、限られた財源をより計画的・効率的に運営できるよう、翌年度の予算編成を精査していきます。また、補助金についても補助金等の交付基準に基づき、毎年度適正な執行確認を行い、交付基準を含め、各補助金を整理・合理化します。住民ニーズを的確に捉えた事業の選択を徹底し、これらの取組を計画的に行い、持続可能な財政基盤を維持していきます。</p>						
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	事業の総点検	実施	→	→	→	→	
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	効果額	収支改善の取組による効果額	* 千円	* 千円	* 千円	* 千円	* 千円
	行政活動	補助金等の見直し	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証	目的・効果等の検証

関連する主なSDGs

3 すべての人に健康と福祉を

6 安全な水とトイレを世界中に



項目番号	実施項目名	所管課等					
		上下水道部 経營業務課	健康こども部 国保年金課 他				
No. 2	特別会計等の健全化						
現状と課題	<p>本市の財政状況については、経常収支比率などの財政指標等は比較的健全な状態を維持していますが、財政調整基金は減少傾向にあります。このような中、特別会計等に資金を繰出すことは、現在少ない状況です。今後、持続可能で安定的な財政基盤を確立するためには、「歳入に見合った歳出」という財政運営の基本原則に立ち、歳入確保の推進と歳出の節減・重点化の取組を推進するとともに、特別会計・企業会計等の経営健全化を行っていく必要があります。</p> <p>なお、企業会計（水道事業・下水道事業）については、施設の老朽化が進む中で収益の減少及び費用の増加が見込まれており、厳しい経営環境にあります。</p>						
実施内容	<p>引き続き、法定外繰出等に頼らない、安定的な収入の確保等により自立的な運営を進め、維持改善を行っていきます。</p>						
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	国民健康保険特別会計の健全化	実施	→	→	→	→	
	水道事業・下水道事業の健全化	実施	→	→	→	→	
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	効果額	法定外繰出（赤字補てん）の繰出金「0」	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	行政活動	料金回収率（水道）	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
	経費回収率（下水道）	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	

※「料金回収率」：給水に係る費用を給水収益でどの程度まかなえているかを表す指標。
 「経費回収率」：汚水処理に係る費用を下水道使用料でどの程度まかなえているかを表す指標。

		関連する主なSDGs				
		11 住み続けられるまちづくりを		17 パートナーシップで目標を達成しよう		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No. 3	市税の徴収率の向上	総務部 収税課	健康こども部 国保年金課			
現状と課題	<p>税金の確保を図るため、市税等収納向上対策本部や債権回収室の設置などにより、納期内納付の徹底や滞納発生時の早期対応の実施、国民健康保険税においては徴収業務を収税課と連携強化することにより、徴収率の向上に努めています。</p> <p>その結果、国民健康保険税の徴収率は改善傾向が見られるものの、市税としては新型コロナウイルスや物価高騰の影響等により、厳しい状況が続いており、更なる徴収率の向上に向けた取り組みを行う必要があります。</p>					
実施内容	<p>口座振替及びスマートフォンを利用した電子決済の勧奨強化により、納期内納付の徹底を図り、現年度の徴収率を向上させるとともに、滞納繰越についてもシステム連携により、預貯金調査に係る時間を短縮し、差押を効率的に実施することで、現年度と滞納繰越の合計徴収率の向上を目指します。</p>					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	徴収率の向上	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
効果額	市税の収入額	11,500 千円	23,000 千円	34,500 千円	46,000 千円	57,500 千円
	国民健康保険税の収入額	18,081 千円	26,308 千円	34,025 千円	41,256 千円	48,022 千円
行政活動	市税徴収率	95.5 %	95.6 %	95.7 %	95.8 %	95.9 %
	国民健康保険税徴収率	72.1 %	72.6 %	73.1 %	73.6 %	74.1 %

		関連する主なSDGs				
		10 人や国の不平等をなくそう		11 住み続けられるまちづくりを		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No. 4	利用者等負担の適正化	経営企画部 財政課	連携	各課等		
現状と課題	<p>「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、受益者負担の公平性と施設運営の改善を行うため、原則として3年ごとに料金の原価を算定し、必要に応じて料金の見直しを行っています。（但し、社会経済情勢等の変化により物価に著しい変動が生じた等特別な事情が生じた場合は、改定時期を見送るなどの対応をしており、令和4年（2022年）4月1日に改定予定であった消費税増税分の料金改定を、令和5年（2023年）10月1日に見送って実施しました。）</p> <p>今後も、社会経済情勢を鑑みながら、利用者等の負担を適正化するため、定期的に料金の見直しを行う必要があります。</p>					
実施内容	<p>「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に基づき、原則としてすべての行政サービスを対象に、所管課と協議し、定期的に見直しを行い、社会経済情勢や他市との均衡を考慮しつつ、利用者等の負担を適正にしていきます。</p>					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	料金等の見直し	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
効果額	使用料・手数料の見直しによる効果額	1,000 千円	1,000 千円	* 千円	* 千円	* 千円
行政活動	利用者負担適正化のための見直し	使用料・手数料見直し調査	使用料・手数料例規改正	使用料・手数料改定	使用料・手数料見直し調査	使用料・手数料例規改正

関連する主なSDGs



項目番号	実施項目名	所管課等					
No. 5	公有財産のマネジメント	経営企画部 管財課	—				
現状と課題	<p>本市の多くの施設は、老朽化の進行により順次改修や更新が必要な時期を迎えています。しかし、施設の改修や更新には多額の費用を要することから、将来的に全ての公共施設をこのまま維持していくことは困難な状況が予測されます。</p> <p>また、普通財産の未利用地については貸付・売却を行っていますが、市有財産を効果的・効率的に運用するため、行政財産の未利用地についても活用拡大に向けた取り組みを推進する必要があります。</p>						
実施内容	<p>「公共施設再配置計画」に基づき、具体的な施設の方向性を踏まえながら、長期的な財政負担の軽減・平準化を行いつつ、市民へ安全で快適な施設を提供していきます。</p> <p>また、行政財産の土地について、全体を把握するため、一元的に情報の整理を行い、未利用地については、行政目的の活用開始までの間、貸付の実施や普通財産への変更など積極的に活用をしていきます。</p>						
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	再配置計画に基づく対応	実施	→	→	→	→	
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	効果額	公共施設再配置計画に基づく効果額	* 千円	* 千円	* 千円	* 千円	* 千円
	行政活動	施設総量の削減率	* %	* %	* %	* %	* %

(2) 市民サービスの向上・業務の効率化等の推進

		関連する主なSDGs				
		9 産業と技術革新の基盤をつくろう		11 住み続けられるまちづくりを		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No. 6	デジタル化の推進	経営企画部 情報推進課	—			
現状と課題	<p>全国的に人口減少が進む中、行政サービスは多様化や複雑化の一途を辿っており、このような中においても、安定的かつ持続的に行政サービスの提供を続けていく必要があります。</p> <p>なお、国においては、「デジタル・ガバメント実行計画」を令和2年（2020年）12月に閣議決定し、これに基づいて「自治体DX推進計画」が策定され、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、行政手続のオンライン化を取組方針の一つとして掲げています。</p>					
実施内容	<p>自治体DX推進計画では、マイナポータルと基幹系をオンライン連携する改修を行うとともに、「特に国民の利便性向上に資する手続」として、子育て・介護・被災者支援関係の手続をオンライン化するものとしています。</p> <p>これ以外の各種行政手続についても、この計画において「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として、一部の手続を掲載していること、また他にも市独自にオンライン化可能な手続も考えられることから、今後は国における新たなオンライン化推進方針に注視しつつ、優先度や実現可能性を踏まえ、行政手続のオンライン化に順次取り組んでいきます。</p>					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	オンライン手続 拡大	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
行政活動	国が示すオンライン手続（マイナポータル以外）	2 手続	2 手続	-	-	-
	新規オンライン手続（市独自分）	5 手続	5 手続	5 手続	5 手続	5 手続

		関連する主なSDGs				
		12 つくる責任 つかう責任		13 気候変動に 具体的な対策を		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No. 7	ごみの減量化と資源化	環境経済部 廃棄物対策課	—			
現状と課題	<p>本市のごみ排出量は、令和2年度（2020年度）をピークに減少傾向にあります。可燃ごみのごみ質をみると紙類が全体の約半分を占め、その中に資源となる雑がみ類が含まれています。また、本市には、焼却灰の最終処分場がなく、他市の民間最終処分場に埋め立てを依存していることから、将来にわたって、ごみの減量化を推進する必要があります。</p>					
実施内容	<p>ごみ処理におけるコスト意識を啓発し、ごみの分別意識の向上や負担の公平性を確保するため、家庭系ごみ処理手数料制度の見直しや、あらゆる世代に対してごみの減量化について啓発活動を行うなど、更なるごみの減量化と資源化の増大に向けた取組を行います。</p>					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	ごみ排出抑制に向けた取組	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
行政活動	リサイクル率	23.6 %	23.9 %	* %	* %	* %
	1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	497 g	495 g	* g	* g	* g

※「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」：令和4年度実績 516g。

		関連する主なSDGs				
		7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		13 気候変動に具体的な対策を		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No. 8	地球温暖化対策の推進	環境経済部 環境政策課	連携	各課等		
現状と課題	令和32年（2050年）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化防止実行計画事務事業編・区域施策編を策定しました。今後も、地球温暖化対策を推進するため、市民、事業者、市等が連携しながら、温室効果ガスの排出抑制に寄与する取り組みを実施することが求められています。					
実施内容	市民に対する省エネルギー設備等の補助事業、公共施設における照明のLED化事業、公用車の新規導入・更新時の電気自動車等の導入事業、市有施設（地域防災計画の避難所）におけるPPA事業（太陽光発電設備、蓄電池及び附帯設備の導入）等を実施します。					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	省エネルギーへの取組	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	行政活動	省エネルギー設備等の導入	* 件	* 件	* 件	* 件
	電気自動車等の導入	2 台	2 台	2 台	2 台	2 台

		関連する主なSDGs				
		8 働きがいも経済成長も		17 パートナーシップで目標を達成しよう		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No. 9	民間との協働	経営企画部 財政課	連携	各課等		
現状と課題	本市ではこれまでも、「四街道市民間委託等の推進に関する指針」に基づき、民間で実施可能な分野については積極的に民間活力を導入することにより、一定の成果を挙げているところであります。しかし、社会保障関係経費の増加などにより今後も厳しい財政状況が予想されることから、事務事業の簡素化・効率化の促進及び市民サービスの向上へ対応していく手段として、引き続き可能な限り民間活力を活用していく必要があります。					
実施内容	民間によって同種のサービスが提供されているものや、民間がサービス提供主体となった方がより効率的・効果的であるものなど、民間でできることは民間に委ねるということを基本に、「四街道市民間委託等の推進に関する指針」に基づき、可能な限り民間活力を活用していきます。					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	民間との協働	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	効果額	民間委託促進に係る経費削減額	- 千円	5,400 千円	5,400 千円	5,400 千円

		関連する主なSDGs				
		11 住み続けられるまちづくりを		17 パートナーシップで目標を達成しよう		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No.10	他自治体との連携・協力	関係各課	—			
現状と課題	<p>本市の将来人口が減少することが予想される中、限られた人的・財政的資源を有効活用し、複雑化・多様化する行政事務等に、適切に対応していく必要があります。</p> <p>現状として、本市の消防本部においては、千葉県北東部・南部20消防本部で構成する「ちば消防共同指令センター」で119番通報の受信などを共同運用することにより、消防業務の効率化や情報共有が図られているとともに、迅速な相互応援体制等が確保されています。</p> <p>今後も、他の分野においても、他自治体との連携・協力を検討していく必要があります。</p>					
実施内容	<p>現在「千葉県消防広域化推進計画」において、地域における消防組織のあり方を検討されていることから、本市として行財政上のスケールメリットを実現する連携・協力のあり方を検討します。</p> <p>また、本市の他の事業についても、他自治体との協働に向け連携・協力を検討していきます。</p>					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	連携・協力への取組	検討	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	行政活動 計画目標値を示せないもの	-	-	-	-	-

		関連する主なSDGs				
		8 働きがいも経済成長も		10 人や国の不平等をなくそう		
項目番号	実施項目名	所管課等				
No.11	職場環境の適正化	総務部 人事部	連携	各課等		
現状と課題	<p>定年の段階的な引上げにより、定年年齢が2年に1歳ずつ引上げられることから（令和5年度（2023年度）：61歳⇒令和13年度（2031年度）：65歳）、適正な定員管理に留意しつつ必要な人数を平準化するため、新規採用を継続的に実施する必要があります。</p> <p>また、拡大する行政需要や複雑化・多様化する行政課題や職員のワークライフバランスの促進等に対応するためには、引き続き適正な職員数を確保する必要があります。</p>					
実施内容	<p>定年延長制度への対応や増加する行政需要、職員のワークライフバランスの促進等に対応するため、新たな（第7次）定員適正化計画を策定し、適正な職員数を確保します。</p> <p>また、業務量に応じた適正な職員数を確保することで、時間外勤務の縮減につなげます。</p>					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	職員数の適正化	検討	策定	実施	→	→
	長時間労働の抑制	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	効果額 長時間労働抑制による効果額	10,500千円	10,500千円	* 千円	* 千円	* 千円

関連する主なSDGs



項目番号	実施項目名	所管課等				
		総務部 人事課	連携	各課等		
No.12	人材育成と意識改革					
現状と課題	<p>地方分権の更なる進展、少子高齢化の加速や国際化・情報化の進展など、本市を取り巻く社会経済状況は大きく変化しており、市民の行政に対するニーズが複雑かつ多様化するなか、職員の更なる成長が求められており、人材育成の重要性は年々高まっています。</p>					
実施内容	<p>「四街道市人材育成基本方針」に基づき、職場研修（OJT）、集合研修、自己啓発への支援を充実させることで、職員の意識改革及び能力開発を効果的に推進します。 また、女性職員が管理職に必要なスキルやキャリアイメージ形成を支援する取り組みを推進します。</p>					
年次計画	活動項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	研修の充実	実施	→	→	→	→
行革効果	指標名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	行政活動 特別研修の受講者数	350人	350人	350人	350人	350人

※「特別研修の受講者数」：令和元年度から令和4年度の平均受講者数 300人。

四 街 道 市 經 營 企 画 部 財 政 課
〒 2 8 4 - 8 5 5 5 四 街 道 市 鹿 渡 無 番 地
T E L : 0 4 3 - 4 2 1 - 6 1 1 1 (直 通)
E - m a i l : y g y o k a k u @ c i t y . y o t s u k a i d o . c h i b a . j p
